

令和元年9月10日

洞爺湖町議会令和元年9月会議  
議案

## 附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 3 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 6 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 7 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 8 号	株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告について
議案第 1 6 号	洞爺湖町森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第 1 7 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について
議案第 1 8 号	洞爺湖町印鑑条例の一部改正について
議案第 1 9 号	洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 2 0 号	洞爺湖町定住促進住宅条例の一部改正について
議案第 2 1 号	洞爺湖町水道事業給水条例の一部改正について
議案第 2 2 号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 2 3 号	町道の路線変更について
議案第 2 4 号	町道の廃止について
議案第 2 5 号	洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第 2 6 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 7 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 8 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 9 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 0 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 1 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 認定第 1 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 3 0 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第3号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功勞表彰	洞爺湖町青葉町101番地3	宮 田 敏 夫	昭和24年 3月25日
功勞表彰	洞爺湖町入江190番地66	岡 田 光 弘	昭和 6年 4月 9日
功勞表彰	洞爺湖町青葉町94番地39	皆 川 一 男	昭和 7年 7月26日
功勞表彰	洞爺湖町入江190番地	小 松 晃	昭和18年12月23日
功勞表彰	洞爺湖町成香78番地	佐々木 良 一	昭和20年 1月 2日
功勞表彰	洞爺湖町入江21番地27	藤 野 幸 治	昭和41年 2月 1日

報告第6号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

( 別 紙 )

健全化判断比率の状況(平成30年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	11.3	58.6

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第7号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

( 別 紙 )

資金不足比率の状況(平成30年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,226,337	173,892				



報告第8号

株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況の報告について

株式会社グリーンステイ洞爺湖の運営状況を別紙のとおり報告する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

株式会社 グリーンスティ洞爺湖の  
第29期 営業報告について

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

## 1 会社の概要

### (1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- 1 キャンプ場の運営
- 2 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- 3 飲食店及び喫茶店の経営
- 4 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業  
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- 5 その他

### (2) 主な事務所

本 社 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地  
キャンプ場 北海道虻田郡洞爺湖町月浦56番地

### (3) 株式の状況

- 1 会社が発行する株式の総数 11,960株
- 2 発行済株式総数 2,990株
- 3 株主数 16名

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	真 屋 敏 春
取締役	大 西 填 夫
取締役	石 橋 博 信
取締役	鈴 木 清 隆
取締役常務	室 田 米 男
監査役	宮 田 敏 夫
監査役	星 一 郎

(5) 従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢
男子	3名	68歳
女子	3名	61歳
計	6名	

※上表のほか、パートタイム職員・男子1名+女子2名在籍

## 2 事業の概要

### (1) 当期事業の経過と成果

当期は、例年通り4月25日にオープンし、10月31日までの190日間営業いたしました。

昨年の入込状況は、ここ数年の傾向としてみられる全国的異常気象が大きく影響いたしました。シーズン幕開けとなる「ゴールデンウィーク」には3月並の異常低温となり6月に入ると一転して猛暑日に。さらに7月には台風7号(平成30年豪雨災害発生)の影響で梅雨前線が北上。7月後半には台風12号(逆走台風)、8月には台風20号、25号と、観測史上2番目の多さとなる9個の台風が広く猛威をふるい、アウトドア全般に厳しい影響を与えました。

例年、夏休みが始まる7月後半から8月にかけてのハイシーズンには、週末を家族や仲間と共に過ごす多くのキャンパーで賑わうところ、昨年は、こうした悪条件が、アウトドアを控える傾向を強めたものと考えています。

キャンプ場の年間利用者数は、前年より約700人減となる13,067人とどまり前年比94.9%の厳しい結果となりました。

平成30年度の売上総利益は22,470千円で、販売費および一般管理費など経費は19,598千円、単年度では2,872千円の黒字でしたが、減価償却費4,624千円を算入し、営業外収益・費用を加算した当期決算における経常利益を△1,738千円といたしました。

なお当期は、人気の高いバンガローのウッドデッキが老朽化のため、4棟のうち2棟のウッドデッキを改修。付属の炊事場も移設して共用炊事場を新設したことで安全と利便性が図られ、利用者みなさまにはたいへん好評をいただいたところです。さらに園地整備の要である芝刈り機を更新し、施設整備における作業の効率化などを図りました。

当社は、令和元年に第30期の節目を迎えました。今期においても安全で、楽しめるキャンプ場づくりを目指すとともに、さらにキャンプ場としての魅力を広げる新たな取り組みなども計画しており、今後も経営の安定と、事業発展に向け一層努力してまいりたいと考えております。

平成26年度～平成30年度／月別利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
4月	23 人	17 人	245 人	48 人	375 人
5月	662 人	936 人	857 人	1,424 人	764 人
6月	372 人	525 人	639 人	529 人	722 人
7月	3,033 人	2,944 人	3,461 人	3,402 人	2,807 人
8月	7,291 人	6,855 人	6,319 人	6,450 人	6,335 人
9月	1,230 人	1,552 人	1,852 人	1,484 人	1,624 人
10月	316 人	368 人	600 人	426 人	440 人
合計	12,927 人	13,197 人	13,973 人	13,763 人	13,067 人
対前年比		102.09%	105.88%	98.50%	94.94%

## 計算書類決定の件について

(第29期)

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

## 貸借対照表

平成31年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 58,410,077】	【流動負債】	【 383,100】
現金及び預金	58,271,395	預り金	11,100
商品	123,982	未払消費税	372,000
前払費用	14,700		
【固定資産】	【 68,518,422】		
(有形固定資産)	( 34,946,842)	負債の部合計	383,100
建物	28,114,900	純資産の部	
建物付属設備	5,669,276	【株主資本】	【 126,545,399】
構築物	287,930	(資本金)	( 149,500,000)
機械装置	799,409	資本金	149,500,000
車両運搬具	1	(利益剰余金)	( 22,954,601)
一括償却資産	75,326	繰越利益剰余金	22,954,601
(無形固定資産)	( 33,518,500)		
借地権	33,518,500		
(投資その他の資産)	( 53,080)		
出資金	50,000	純資産の部合計	126,545,399
預託金	3,080	負債及び純資産の部合計	126,928,499
資産の部合計	126,928,499		



自平成30年4月1日  
至平成31年3月31日

## 損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	15,587,280	
売 店 収 入	1,712,280	
レ ン タ ル 売 上	1,217,822	
委 託 運 営 収 入	4,790,500	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	484,840	23,792,722
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	157,486	
商 品 仕 入 高	1,288,914	
合 計	( 1,446,400)	
期 末 棚 卸 高	123,982	1,322,418
売 上 総 利 益		( 22,470,304)
【販売費及び一般管理費】		24,222,780
営 業 損 失		( 1,752,476)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	4,884	
雑 収 入	22,224	27,108
【営 業 外 費 用】		
雑 損 失	13,146	13,146
経 常 損 失		( 1,738,514)
税 引 前 当 期 純 損 失		( 1,738,514)
当 期 純 損 失		( 1,738,514)

自平成30年4月1日  
至平成31年3月31日

## 販売費及び一般管理費

科 目	金 額	円
広 告 宣 伝 費	303,000	
給 与 手 当	7,656,607	
賞 与	300,000	
雑 給	1,929,298	
法 定 福 利 費	936,596	
厚 生 費	137,914	
減 価 償 却 費	4,624,367	
修 繕 費	21,814	
事 務 用 品 費	26,091	
水 道 光 熱 費	1,295,404	
租 税 公 課	1,971,481	
交 際 接 待 費	118,012	
保 険 料	223,700	
通 信 費	138,196	
諸 会 費	158,400	
車 輦 費	386,514	
新 聞 図 書 費	33,307	
地 代 家 賃	1,200,000	
会 議 費	158,202	
園 地 管 理 費	1,638,620	
雑 費	965,257	
販売費及び一般管理費		( 24,222,780 )

株主資本等変動計算書

自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>149,500,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△21,216,087
	当期変動額	当期純損益金	<u>△1,738,514</u>
	当期末残高		<u>△22,954,601</u>
利益剰余金	当期首残高		△21,216,087
	当期変動額		<u>△1,738,514</u>
	当期末残高		<u>△22,954,601</u>
株主資本	当期首残高		<u>128,283,913</u>
	当期変動額		<u>△1,738,514</u>
	当期末残高		<u>126,545,399</u>
純資産の部	当期首残高		<u>128,283,913</u>
	当期変動額		<u>△1,738,514</u>
	当期末残高		<u>126,545,399</u>

議案第16号

洞爺湖町森林環境譲与税基金条例の制定について

洞爺湖町森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 洞爺湖町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、洞爺湖町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積立てる額は、国から洞爺湖町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町水道事業給水条例(平成18年洞爺湖町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「当該合計額に課される消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税に相当する額(以下「消費税相当額」という。)を加算した額」に改める。

第19条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「当該定める額に課される消費税相当額を加算した額」に改める。

第27条中「100分の108を乗じて得た額」を「当該合計額に課される消費税相当額を加算した額」に改める。

第31条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「当該算定した額に課される消費税相当額を加算した額」に改める。

第34条中「100分の108を乗じて得た額」を「当該定める額に課される消費税相当額を加算した額」に改める。

(洞爺湖町簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町簡易水道事業給水条例(平成18年洞爺湖町条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108を乗じて得た額」を「当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額」に改める。

第4条中「100分の108を乗じて得た額」を「当該定める額に課される消費税相当額を加算した額」に改める。

（洞爺湖町公共下水道条例の一部改正）

第3条 洞爺湖町公共下水道条例（平成18年洞爺湖町条例第140号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「当該合計額に課される消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税に相当する額を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の洞爺湖町水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第13条第1項及び第19条第2項の規定は、施行日以後に係る給水装置工事の申込みをするものから適用し、施行日前に給水装置工事の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

3 この条例による新給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払いを受ける権利の確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の洞爺湖町簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払いを受ける権利の確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の洞爺湖町公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第18号

洞爺湖町印鑑条例の一部改正について

洞爺湖町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町印鑑条例の一部を改正する条例

洞爺湖町印鑑条例（平成18年洞爺湖町条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「又は氏名」を「又は氏名、旧氏」に改め、同項第5号中「その他氏名」を「その他氏名、旧氏」に改める。

第11条第1項第4号中「氏又は」を「氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。



## 議案第19号

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例（平成28年洞爺湖町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち洞爺湖町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定中「道」を「北海道」に、「道知事」を「北海道知事」に改め、「軽自動車に対して」の次に「、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加える。

第1条の2中洞爺湖町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第15条の6の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）

第15条の7 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

洞爺湖町定住促進住宅条例の一部改正について

洞爺湖町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

洞爺湖町定住促進住宅条例（平成28年洞爺湖町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

レジデンス花和 A	虻田郡洞爺湖町花和171番地2
レジデンス花和 B	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 入居者の公募、その他定住促進住宅の入居の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても洞爺湖町定住促進住宅条例第3条から第8条まで、第11条、第12条及び第15条の規定の例により行うことができる。

議案第 2 1 号

洞爺湖町水道事業給水条例の一部改正について

洞爺湖町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町水道事業給水条例の一部を改正する条例

洞爺湖町水道事業給水条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 中「1 0, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和元年 10 月における給料月額の特例措置）

16 令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に限り、特別職の給料月額については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、町長にあつては同項第 1 号に定める額に 100 分の 90 を、副町長にあつては、同項第 2 号に定める額に 100 分の 95 を乗じて得た額とする。ただし、当該期間内において退任する特別職の当該退任の日における給料月額については、第 3 条第 1 項に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

町道の路線変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、町道路線を次のように変更する。

路線 番号	新旧別	路 線 名	起 点 終 点	延 長	備 考
199	新	みずうみ通り線	洞爺湖温泉 144 番地 167 洞爺湖温泉 142 番地 226	474.20m	
199	旧	みずうみ通り線	洞爺湖温泉 142 番地 207 洞爺湖温泉 142 番地 163	410.40m	
309	新	洞爺湖温泉大通 り線	洞爺湖温泉 175 番地 5 洞爺湖温泉 1 番地 26	1,461.70m	
309	旧	洞爺湖温泉大通 り線	洞爺湖温泉 144 番地 10 洞爺湖温泉 1 番地 26	973.10m	

令和元年 9 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第24号

町道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、町道路線を次のように廃止する。

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長	備考
152	洞爺湖温泉本通り線	洞爺湖温泉1番地26 洞爺湖温泉142番地2	430.67m	
157	桜ヶ丘通り線	洞爺湖温泉153番地63 洞爺湖温泉175番地9	115.00m	

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

議案第25号

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

洞爺湖町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

区 分	変更前(頁・行)	変更後(頁・行)	備 考																				
<p>9 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p>	<p>29頁・25～26行</p> <p>② 国際交流を促進するため、英国ボランティア青年の招聘を継続するとともに、関係機関や関係者との連携を図り、町民の交流機会の提供に努める。</p> <p>29頁～3</p> <table border="1" data-bbox="376 783 1106 1182"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)過疎地域自立促進特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1)過疎地域自立促進特別事業				<p>29頁・25～26行</p> <p>② 国際交流を促進するため、英国ボランティア青年の招聘を継続するとともに、関係機関や関係者との連携を図り、町民の交流機会の提供に努める。</p> <p>③ <u>ユネスコ世界ジオパーク認定地域として、過去から現在、未来へと守り、受け継がれるかけがえのない財産への気づきと知る楽しみを通じ、自発的な環境配慮行動に向けた行動変化を促す。</u></p> <p>29頁～3</p> <table border="1" data-bbox="1151 783 1908 1182"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)過疎地域自立促進特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)その他</td> <td><u>ふるさとづくり推進事業(環境配慮行動促進)</u></td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1)過疎地域自立促進特別事業				(2)その他	<u>ふるさとづくり推進事業(環境配慮行動促進)</u>	町		<p>本文の追加</p> <p>事業名・事業内容・事業主体の追加</p>
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
(1)過疎地域自立促進特別事業																							
事業名	事業内容	事業主体	備考																				
(1)過疎地域自立促進特別事業																							
(2)その他	<u>ふるさとづくり推進事業(環境配慮行動促進)</u>	町																					



議案第26号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,441,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		63,200	1,391	64,591
	3. 森林環境譲与税	0	1,391	1,391
11. 地方交付税		3,080,000	118,917	3,198,917
	1. 地方交付税	3,080,000	118,917	3,198,917
15. 国庫支出金		494,105	20,847	514,952
	2. 国庫補助金	210,816	20,148	230,964
	3. 委託金	10,470	699	11,169
16. 道支出金		745,273	5,782	751,055
	2. 道補助金	548,865	5,782	554,647
17. 財産収入		22,870	720	23,590
	2. 財産売払収入	2,545	720	3,265
19. 繰入金		211,686	△ 48,720	162,966
	1. 繰入金	211,686	△ 48,720	162,966
22. 町債		834,900	31,018	865,918
	1. 町債	834,900	31,018	865,918
歳入合計		7,311,695	129,955	7,441,650

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		376,397	8,229	384,626
	1. 総務管理費	337,785	8,229	346,014
3. 民生費		1,482,295	26,947	1,509,242
	1. 社会福祉費	988,682	26,947	1,015,629
4. 衛生費		376,687	1,496	378,183
	1. 保健衛生費	125,426	1,496	126,922
6. 農林水産業費		602,648	699	603,347
	1. 農業費	409,584	699	410,283
7. 商工費		322,764	1,699	324,463
	1. 商工費	117,796	702	118,498
	2. 観光費	204,968	997	205,965
8. 土木費		1,266,450	87,455	1,353,905
	2. 道路橋梁費	322,427	67,191	389,618
	5. 都市計画費	399,839	8,699	408,538
	6. 住宅・建築費	476,097	11,565	487,662
10. 教育費		397,366	1,099	398,465
	4. 社会教育費	95,357	1,099	96,456
13. 予備費		43,838	2,331	46,169
	1. 予備費	43,838	2,331	46,169
歳出合計		7,311,695	129,955	7,441,650

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
洞爺湖町営バス運行管理業務に係る指定管理料	自 令和2年度 至 令和2年度	58千円

第3表 地方債

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本町生活館建替事業	3,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
高砂公園長寿命化事業	3,500	同 上	同 上	同 上

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
虻田地区道路等環境整備事業	134,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	195,900	同 左	同左	同 左
臨時財政対策債	170,000	同 上	同 上	同 上	132,318	同 左	同左	同 左

議案第27号

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		40,981	698	41,679
	1. 総務管理費	35,884	698	36,582
9. 予備費		5,097	△ 698	4,399
	1. 予備費	5,097	△ 698	4,399
歳出合計		1,438,366	0	1,438,366

議案第28号

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫補助金		25,430	△ 600	24,830
	1. 国庫補助金	25,430	△ 600	24,830
5. 繰入金		399,000	2,000	401,000
	1. 繰入金	399,000	2,000	401,000
歳入合計		688,327	1,400	689,727



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		306,653	6,150	312,803
	1. 下水道管理費	219,444	8,300	227,744
	2. 下水道建設費	87,209	△ 2,150	85,059
3. 予備費		6,104	△ 4,750	1,354
	1. 予備費	6,104	△ 4,750	1,354
歳出合計		688,327	1,400	689,727

議案第29号

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		129	5,991	6,120
	1. 基金積立金	129	5,991	6,120
5. 諸支出金		151	14,062	14,213
	1. 償還金及び金	151	14,062	14,213
6. 予備費		21,108	△ 20,053	1,055
	1. 予備費	21,108	△ 20,053	1,055
歳出合計		1,094,503	0	1,094,503

議案第30号

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,393千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰 入 金		58,341	4,393	62,734
	1. 繰 入 金	58,341	4,393	62,734
歳 入 合 計		167,818	4,393	172,211

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5,404	4,393	9,797
	1. 総務管理費	4,585	4,393	8,978
歳出	合計	167,818	4,393	172,211

議案第31号

令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額45,316千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	95,900	3,600	99,500
第1項 企業債	95,900	3,600	99,500

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	141,199	3,617	144,816
第1項 企業債償還金	45,285	0	45,285
第2項 建設改良費	95,914	3,617	99,531

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

〈収入〉 (単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
上水道 事業	95,900	証書 借入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その 融資条件による。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借換えることが できる。	99,500	同左	同左	同左

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第1号

平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春



認定第2号

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第3号

平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第4号

平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第5号

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第6号

平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

認定第7号

平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春